第２３期第２回福島海区漁業調整委員会次第

日　時　　令和７年６月１３日（金）　１３：３０～
場　所　　福島県水産会館　研修室
（いわき市中央台飯野４丁目３-１）

１　開会

２　会長挨拶

３　出席状況報告

４　議事録署名人選出

５　議　題

（１）議案

議案第１号　太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について
議案第２号　福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について
議案第３号　特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問・答申）
議案第４号　特定水産資源の漁獲可能量の配分について（まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群）（諮問・答申）
議案第５号　沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について
議案第６号　河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について
議案第７号　小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

（２）報告事項

ア　ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について
イ　全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第６１回）の結果について

第２３期第２回福島海区漁業調整委員会　出席者名簿

日　時　　令和７年６月１３日（金）１３：３０～
場　所　　福島県水産会館　研修室

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者（会長）	今野　智光	会場	水産課長（併） 海区事務局長	平田　豊彦	会場
学識経験（会長代理）	鈴木　哲二	会場	水産課主査	平川　直人	会場
漁業者	今泉　浩一	会場	水産課主査	寺本　航	会場
漁業者	狩野　一男	会場	水産課技師	御代　侑希	会場
漁業者	平　仁一	会場	水産事務所長	佐久間　徹	会場
漁業者	永瀬　哲浩	会場	水産事務所主任主査	實松　敦之	会場
漁業者	久田　要一	会場	水産海洋研究 センター所長	山廼邉　昭文	会場
漁業者	森田　政利	会場	水産資源研究所長	後藤　勝彌	会場
漁業者	吉田　康男	会場	海区委員会事務局 次長（業務担当）	佐藤　太津真	会場
漁業者	渡邊　登	会場	〃　副主査	酒井　理沙	会場
学識経験	鈴木　由美子	会場	〃　主　事	渡部　もも	会場
学識経験	宮﨑　奈穂	会場	〃　主　事	佐藤　琴美	会場
学識経験	渡邊　千夏子	WEB	〃　主　事	新妻　樹	会場
中立	氏居　俊夫	会場	〃　主　事	金子　正子	会場
中立	宮下　朋子	会場			

第２３期第２回福島海区漁業調整委員会　席次

日　時　　令和７年６月１３日（金）１３：３０～
場　所　　福島県水産会館　研修室

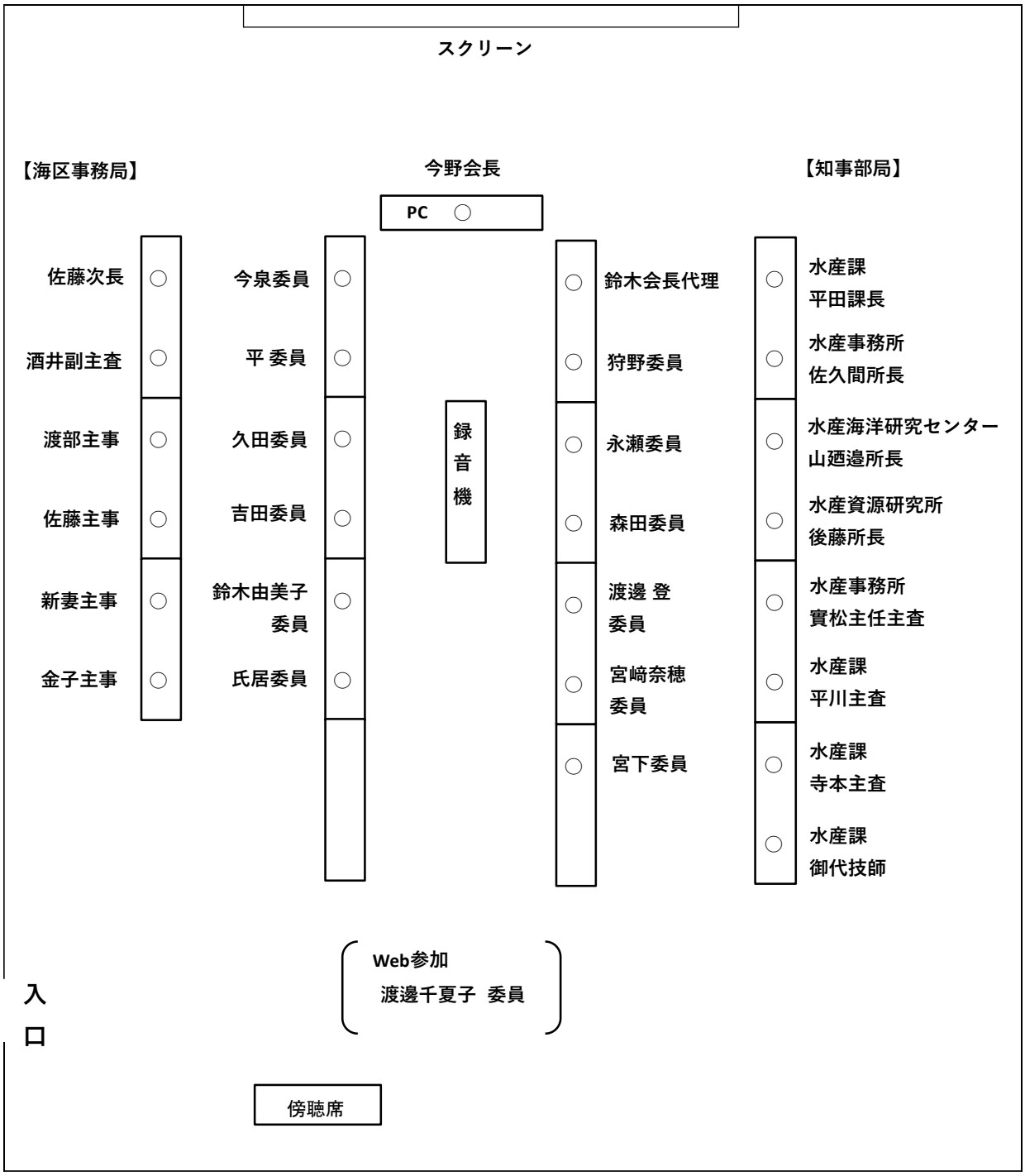

議案第１号

太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

１　漁業調整委員会（漁業法第 134 条）

（１）海区漁業調整委員会：都道府県知事の監督
（２）連合海区漁業調整委員会：設置された海区を管轄する都道府県知事の監督
（３）広域漁業調整委員会：農林水産大臣の監督

２　広域漁業調整委員会の設置（漁業法第 152 条）

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成 13 年の漁業法の改正により、国の常設機関として以下の 3 委員会が設置された。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられている。

（１）太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
（２）日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、同西部会、九州西部会）
（３）瀬戸内海広域漁業調整委員会

３　太平洋広域漁業調整委員会の構成（漁業法第 153 条）

（１）都道府県の互選委員（北海道～宮崎県の海区漁業調整委員会の代表者）	18 名
（２）農林水産大臣が選任する漁業者代表委員	7 名
（３）農林水産大臣が選任する学識経験委員	3 名
合計	28 名

４　広域漁業調整委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議を行う。

（１）複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種についての資源管理についての検討
（２）資源回復計画の作成に係る審議
（３）資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
（４）（１）に関する漁業調整

５　令和６年度の議題

第４１回太平洋広域漁業調整委員会（令和６年１１月１８日）

（１）太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について
（２）くろまぐろ遊漁専門部会の設置について
（３）遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について
（４）広域資源の管理について
　① 部会における取組
　② マサバ太平洋系群
（５）その他
　① TAC 資源拡大に向けた検討状況について
　② 令和７年度資源管理関係予算について
　③ その他

第４２回太平洋広域漁業調整委員会（令和７年３ 月４日）

（１）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
（２）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

① TAC 資源拡大に向けた検討状況について
② 令和７年度資源管理関係予算について
③ その他

6　福島海区漁業調整委員会からの互選委員

期　　間	互選委員と任期
H13.10.1～H17.9.30	佐藤　弘　　(H13.10.1～16.8.14)
	叶谷　守久　(H16.10.6～17.9.30)
H17.10.1～H21.9.30	叶谷　守久　(H17.10.1～20.8.14)
	佐藤　康徳　(H20.10.8～21.9.30)
H21.10.1～H25.9.30	佐藤　康徳　(H21.10.1～25.9.30)
H25.10.1～H29.9.30	佐藤　康徳　(H25.10.1～28.8.14)
	松野　豊喜　(H28.10.18～29.9.30)
H29.10.1～R3.9.30	松野　豊喜　(H29.10.1～R3.3.31)
	鈴木　哲二　(R3.4.15～R3.9.30)
R3.10.1～R7.9.30	鈴木　哲二　(R3.10.1～R7.9.30)
R7.10.1～R11.9.30	（今回互選）

議案第２号

福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について

７生流第８３９号
令和７年５月２７日

福島海区漁業調整委員会長　様

福島県農林水産部長

福島県水産業振興審議会委員候補者について（依頼）

本県水産行政の推進につきましては、日頃より御指導、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、県では、水産業に関する基本的な事項及び水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議するための知事の附属機関として福島県水産業振興審議会を設置しておりますが、令和７年10月31日をもって現委員の任期満了を迎えることから、新たに下記のとおり委員の委嘱を行うこととしております。

つきましては、貴会から候補者１名を推薦いただきますようお願いします。

記

1　新委員の任期
令和７年１１月１日から２年間

2　業務内容
福島県水産業振興審議会への付議案件の審議（年１～２回程度開催予定）

3　報酬日額
県の規定による額（令和７年度　１回あたり9,000円）
※旅費は県の規定により別途お支払いいたします。

（事務担当　水産課　技師　御代　電話024－521－7376）

附属機関の設置に関する条例

昭和２９年４月１日
福島県条例第３５号

第１条　地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１３８条の４第３項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第２条　別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第３条　前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機関が定める。

附　　則

この条例は、昭和２９年５月１日から施行する。

別表（抜粋）

執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福島県水産業振興審議会	水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議する。

福島県水産業振興審議会規則

昭和３４年５月１５日
福島県規則第３９号

（この規則の目的）

第１条　この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和２９年福島県条例第３５号）第３条の規定に基き、福島県水産業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　審議会は、１５人以内の委員で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

１　市町村の長　２人以内

２　県内の水産業関係団体の役職員又は農林中央金庫の職員　５人以内

３　海区漁業調整委員会の委員　１人

４　漁村の青年婦人組織を代表する者　２人以内

５　学識経験を有する者　５人以内

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によつて定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

第５条　審議会に、漁業協同組合整備促進法（昭和３５年法律第６１号）に基づく漁業協同組合の整備計画その他の水産業協同組合の整備強化に関する事項並びに沿岸漁業構造改善計画及び沿岸漁場整備開発計画に関する事項を調査審議させるため、部会を置く。

２　部会の名称及び部会に属すべき委員の定数は、次のとおりとする。

１　漁業協同組合整備部会　９人

２　沿岸漁業構造改善部会　９人

３　前項の部会に属すべき委員は第２条第２項各号に掲げる委員のうちから、知事の承認を得て、会長が指名する。

4．審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（専門員）

第６条　審議会に、水産業振興計画の樹立及び実施並びに水産業協同組合の整備強化に関する事項を調査させるため、専門員を置く。

2．専門員は、知事が委嘱し、又は任命する。

（会議）

第７条　審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2　会長は、審議会の会議の議長となる。

3　審議会の会議は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ開くことができない。

4　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、農林水産部生産流通総室水産課で処理する。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

福島県水産業振興審議会委員名簿

令和7年5月28日現在

区　分	氏　　名	現職
一号委員	内田（ウチダ）　広之（ヒロユキ）	いわき市長
	吉田（ヨシダ）　栄光（エイコウ）	浪江町長
二号委員	江川（エガワ）　章（アキラ）	いわき市漁業協同組合　代表理事組合長
	和田（ワダ）　裕之（ヒロユキ）	農林中央金庫福島支店　営業班・第二次長
	佐川（サガワ）　泉（イズミ）	福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長
	今野（コンノ）　智光（トシミツ）	相馬双葉漁業協同組合　代表理事組合長
	○野﨑（ノザキ）　哲（テツ）	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長
三号委員	宮下（ミヤシタ）　朋子（トモコ）	福島海区漁業調整委員会委員（弁護士）
四号委員	鈴木（スズキ）　由美子（ユミコ）	福島県漁業協同組合女性部連絡協議副会長
	久保木（クボキ）　克洋（カツヒロ）	福島県漁業協同組合青壮年部連絡協議会会長
五号委員	村田（ムラタ）　裕子（ユウコ）	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所主任研究員
	北原（キタハラ）　康子（ヤスコ）	福島県消費者団体連絡協議会理事
	八巻（ヤマキ）　美知子（ミチコ）	（一般公募）
	濱田（ハマダ）　奈保子（ナオコ）	東京海洋大学学術研究院職食品生産科学部門
	◎原田（ハラダ）　英美（ヒデミ）	福島大学食農学類

※ ◎ 会長、○ 副会長

（参考）福島県水産業振興審議会の三号委員（海区委員会の委員）

任　　期	委　　員	備　考
平成21年４月１日～平成23年３月31日	菅野　正子	学識経験
平成23年11月１日～平成25年10月31日	菅野　正子	学識経験
平成25年11月１日～平成27年10月31日	大越　和加	学識経験
平成27年11月１日～平成28年９月30日	大越　和加	学識経験
平成28年11月１日～平成29年10月31日	川邉　みどり	学識経験
平成29年11月1日～令和元年10月31日	川邉　みどり	学識経験
令和元年11月1日～令和３年３月31日	鈴木　延枝	中立
令和３年４月15日～令和３年10月31日	宮下　朋子	中立
令和３年11月１日～令和５年10月31日	宮下　朋子	中立
令和５年11月１日～令和７年10月31日	宮下　朋子	中立

議案第３号

特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）
（諮問・答申）

７生流第９９０号
令和７年６月２日

福島海区漁業調整委員会長　様

福島県知事

特定水産資源の漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１６条第５項の規定に基づき別紙のとおり変更したいので、同項で準用する同条第２項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当　農林水産部水産課　副主査　酒井　電話 024-521-7379）

（別紙）

1　概　　要：　特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）について、国から通知された数量に基づき、福島県資源管理方針に則して令和７管理年度の知事管理分の漁獲可能量を変更するもの。

2　根拠法令等：　漁業法第１６条第５項（知事管理漁獲可能量の変更）

3　変更の必要性：　特定水産資源である「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和７管理年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の都道府県別漁獲可能量について、同法第１５条第６項に基づき農林水産大臣が変更するが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。

4　変更の内容：　農林水産大臣から通知される数量に基づき、福島県知事管理漁獲可能を変更する。

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（変更前との差）		知事管理区分	漁獲可能期間	知事管理区分に配分する数量	
	当初	変更後			当初	変更後
くろまぐろ（小型魚）	22.9トン	34.1トン(+11.2トン)	福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)	R7.4.1～R7.9.30	11.4トン	13.6トン(+2.2トン)
			福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)	R7.10.1～R8.3.31	11.5トン	20.5トン(+9.0トン)
くろまぐろ（大型魚）	2.0トン	2.0トン(±0トン)	福島県くろまぐろ(大型魚)漁業	R7.4.1～R8.3.31	2.0トン	2.0トン(±0トン)

（１）都道府県別漁獲可能量について

・小型魚の追加配分 11.2 トンの内訳：

① 令和６管理年度の漁獲可能量の未利用分繰越 0.6 トン

② 令和６管理年度当初配分量の比率による配分 1.3 トン

③ 消化率メリット（※）9.3 トン

※ 消化率メリット：令和６管理年度分の消化率が８割以上の都道府県が配分対象となるもの。

・ 大型魚は混獲管理分として配分されており、繰越による追加配分はなし。

（２）知事管理漁獲可能量の配分について

・現状として、小型魚について、上半期の漁獲実績は 13.6 トン（小数点二位以下を切り上げ）で、当初配分していた 11.4 トンを上回っている。
なお、令和７年４月１０日に採捕停止命令を発出し、４月１１日から９月３０日までを採捕停止期間としている。

・小型魚の追加配分 11.2 トンのうち、上半期で当初の知事管理漁獲可能量　を超過した分と同数の 2.2 トンを上半期に割り当て、残りの 9.0 トンを下半期に割り当てる。

５　諮 問 予 定：令和７年６月１３日
第２３期第２回福島海区漁業調整委員会で諮問

（経過・予定等）

令和７年５月26日	農林水産大臣から漁業法第１５条第６項で準用する同上第４項に基づく意見照会
令和７年５月28日	上述の意見照会に対する回答
令和７年６月２日	農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の配分変更通知
令和７年６月13日	第２３期第２回福島海区漁業調整委員会諮問・答申
令和７年６月下旬	知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ） 漁業法第１６条第６項に基づく農林水産大臣への報告

福島県告示第　　号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和七管理年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和七年　　月　　日

福島県知事　内堀　雅雄

一　上半期（令和七年四月一日から同年九月三十日まで）

1　知事管理区分　福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）

2　配分する数量　十三・六トン

二　下半期（令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで）

1　知事管理区分　福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）

2　配分する数量　二十・五トン

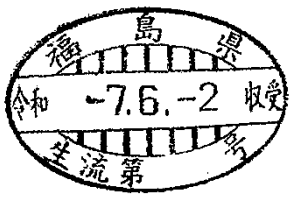

写

7水管第632号
令和7年6月2日

福島県知事　殿

農林水産大臣　小泉　進次郎

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量（福島県分）	
	（変更前）	（変更後）
くろまぐろ（小型魚） ※不等量交換	22.9トン	22.9トン
くろまぐろ（大型魚） ※不等量交換	2.0トン	2.0トン

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（福島県分）	
	（変更前）	（変更後）
くろまぐろ（小型魚） ※追加配分	22.9トン	34.1トン
くろまぐろ（大型魚） ※追加配分	2.0トン	2.0トン

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
　ＤＣＭ安積店　福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか
二　法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
　意見なし。
三　法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
　意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び小野町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
　ツルハドラッグ小野飯豊店　福島県田村郡小野町大字飯豊字坂東内前三十一番ほか
二　法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
　意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
　（仮称）薬王堂小名浜元分店　福島県いわき市小名浜元分十五
二　法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
　意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、福島県資源管理方針を令和七年三月二十八日変更した。

この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

（水　産　課）

福島県告示第二百四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和七管理年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　くろまぐろ（小型魚）
　1　上半期（令和七年四月一日から同年九月三十日まで）
　　(1)　知事管理区分　福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）
　　(2)　配分する数量　十一・四トン
　2　下半期（令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで）
　　(1)　知事管理区分　福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）
　　(2)　配分する数量　十一・五トン
二　くろまぐろ（大型魚）
　1　知事管理区分　福島県くろまぐろ（大型魚）漁業
　2　配分する数量　二・〇トン

（水　産　課）

福島県告示第二百四十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、するめいか及びぶりに関する令和七管理年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　するめいか
　1　知事管理区分　福島県するめいか漁業

議案第４号

特定水産資源の漁獲可能量の配分について（まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群）（諮問・答申）

７生流第９８４号
令和７年５月３０日

福島海区漁業調整委員会長　様

福島県知事

特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第２項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当　農林水産部水産課　副主査　酒井　電話 024-521-7379）

（別　紙）

1　概　　要：特定水産資源のうち、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群について、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和７管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。

2　根拠法令等：漁業法（昭和２４年法律第２６７号。以下「法」という。）第１６条第１項（知事管理漁獲可能量の設定）

3　策定必要性：特定水産資源であるまさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群の令和７管理年度（令和７年７月１日～令和８年６月３０日）の当初配分数量は、同法第１５条第１項第２号に基づき農林水産大臣が定めるが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。

4　策定の内容：農林水産大臣からの配分について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	内　　容
まさば及びごまさば太平洋系群	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。
まだら本州太平洋北部系群	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（試行水準）の全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分する。

5　諮 問 予 定：令和７年６月１３日開催
第２３期第２回福島海区漁業調整委員会で諮問

（経過・予定等）

令和７年４月 25 日　農林水産大臣から漁業法第１５条第４項に基づく意見照会
令和７年５月 12 日　農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知
令和７年５月 27 日　都道府県別漁獲可能量の公表（官報掲載）
令和７年６月 13 日　第２３期第２回福島海区漁業調整委員会諮問・答申
令和７年６月中旬　農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請・承認通知
令和７年６月下旬　知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課ホームページ）

福島県告示第　　号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群に関する令和七管理年度（令和七年七月一日から令和八年六月三十日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年　　月　　日

福島県知事　内堀　雅雄

一　まさば及びごまさば太平洋系群

1　知事管理区分　福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業

2　配分する数量　本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

二　まだら本州太平洋北部系群

1　知事管理区分　福島県まだら本州太平洋北部系群漁業

2　配分する数量　本県に配分された都道府県別漁獲可能量（試行水準）の全量

福島県 令和 -7.5.12 収受 生流第 号

写

7水管第371号
令和7年5月12日

福島県知事　殿

農林水産大臣　江藤　拓

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	0.00%	100トン未満
まさば及びごまさば対馬暖流系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋北部系群	試行水準	ー	
まだら本州日本海北部系群			
まだら北海道太平洋			
まだら北海道日本海			

議案第５号

沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第　号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和７年　月　日

福島海区漁業調整委員会
会 長　今 野　智 光

一　操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深100メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二　承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数７トン未満とする。

三　操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和７年１０月１日から令和８年３月３１日までとする。

四　制限又は条件

１　操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯37度17分49秒以南の水深100メートルから水深300メートルの福島県の海域

２　承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

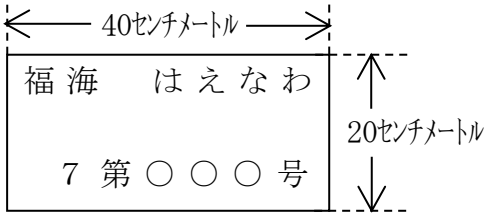

３　操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五　承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和７年１０月１日から令和８年９月３０日までとする。

沖合天然礁はえなわ漁業の操業の禁止区域

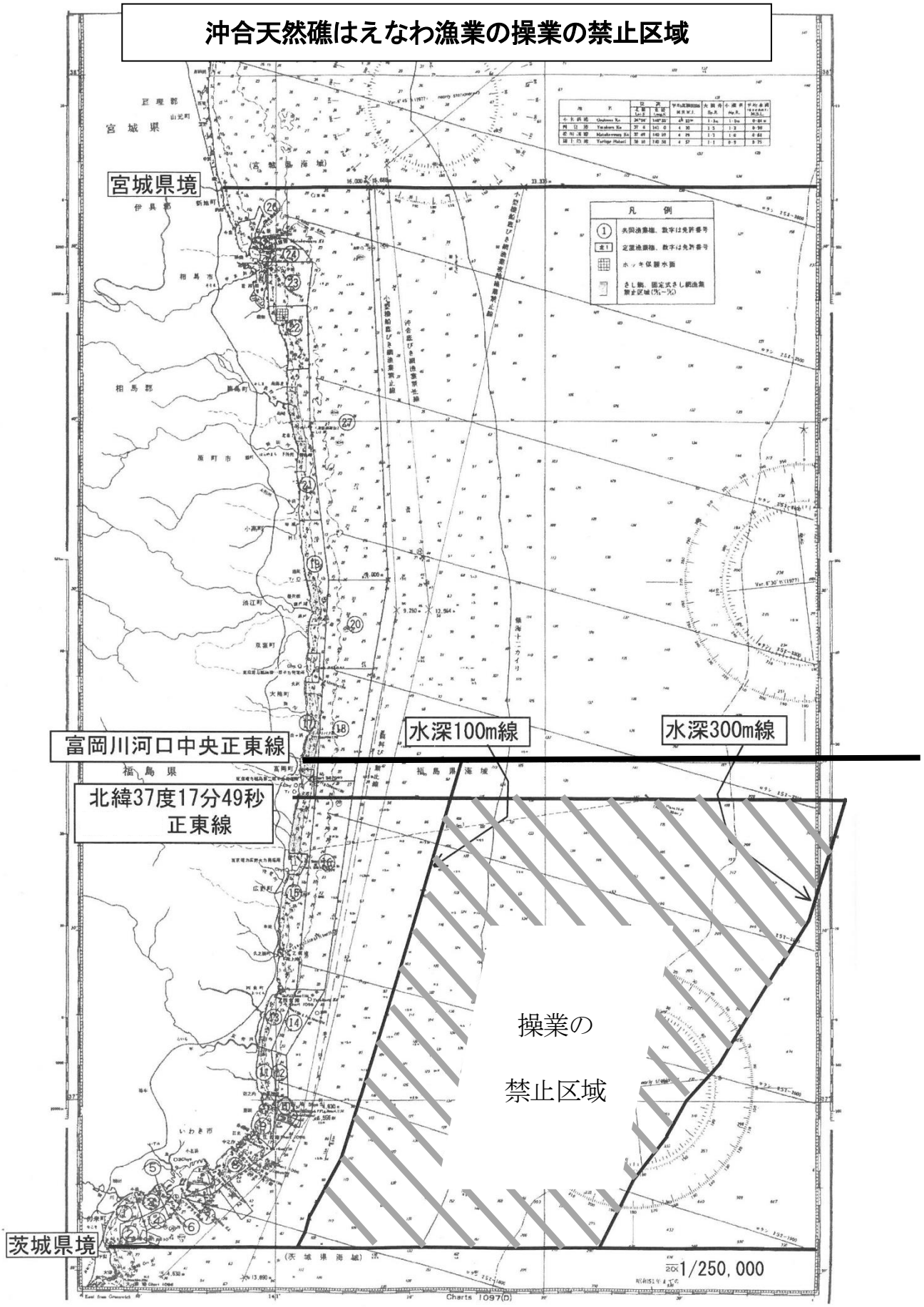

沖合天然礁はえなわ漁業　委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 60 年
対象魚種：マダラ
承認海域：富岡川以南の沖合天然礁海域（通称「沖天」）

【指示発動までの経過】

昭和 57 年　　：千葉県船（外川港）の大挙来集、双葉地区漁業者の刺網による沖天漁場独占への苦情。
昭和 58～59 年：茨城県（川尻港）はえなわ船による沖天漁場独占への苦情。
昭和 59 年 1 月：四倉～江名の漁業者による対県強訴。
➡ 3 年越し要望の他県船排除（許可制移行）を強要。

【指示発動の理由】　（第 13 期第 2 回委員会：昭和 60 年 1 月 21 日）

・はえなわ漁業は、隣の茨城県は（知事）許可制なのに本県は自由漁業。この不平等に対する漁業者不満は根強い。
・県は対応として、当座の策として委員会指示の発動を提案し、以後は経過をみながら（知事許可移行で）処置することと位置付けた。

【指示内容等の推移】

年 月	対象船舶	操業期間	承認内容・条件等
S60. 1月 11月	3ﾄﾝ以上 ～7ﾄﾝ未満 3ﾄﾝ以上	2/1～ 翌1/31	・ 承認海域 ⇒ 富岡川河口正東線以南＋水深100m以深 ・ 承認方針 ⇒ 県内外とも実際には承認を与えない。 ・ 県内実績船⇒ 勿来の1隻には内部で自粛を求める。
S62			・ 請戸はえなわ船7隻が新規着業
H 1 1月 12月			・ 承認方針 ⇒ 県外船は承認せず、県内実績船は黙認する。 ・ 県が調整会議で知事許可移行を提案 ⇒ 関係漁業者同意
H 2 1月		10/1～ 翌4/30	・ 承認方針 ⇒ 許可制実現まで県提案の指示内容で継続発動を合意 ＊ 県内操業船：勿来3隻＋請戸7隻
H 2 6月			・ 知事許可移行を前提とした指示内容で発動することを決定 **承認枠 ⇒ 組合毎に定数を設けて承認付与** **（勿来3 小浜1 小名浜3 江名町3 豊間1 沼之内1 四倉2 久之浜3） 計 17隻** 承認海域 ⇒ ガス田以北は水深100m以深 ⇒ ガス田以南は水深350m以深
H 4 1月	7ﾄﾝ未満		承認海域 ⇒ 富岡川河口～ガス田は水深100m以深（相双地区） ⇒ ガス田以南は水深350m以深（いわき地区） ＊いわき地区に「沖天利用協議会」発足、操業協定締結
H 6 1月			・ 対象漁業から「浮きはえなわ」を除外
H12 1月			・ 県は、知事許可移行の不当性、現行指示の欠陥を強調
H16-17			・ いわき市漁協主催の漁業者協議会を開催し指示改正を論議
H17			承認方針 ⇒ 試験的に新規着業参入を実施（参加実績：四倉2隻＋江名1隻）
H18 7月		10/1～ 翌3/31	・ 漁業者協議会で制限条件見直しを合意⇒禁止水深350m→300m（参加実績：四倉2隻＋江名1隻）
H20 2月			・ 漁業者協議会で現状内容継続を最終決定し、検討作業終了（参加実績：江名1隻）

表1　はえなわ漁業承認・操業実績

（操業隻数／承認隻数）

支所等	勿来	小浜	小名浜	江名町	豊間	沼之内	四倉	久之浜	いわき計	請戸	合計
H22	3／3	0	0	0	0	0	0／2	0／2	3／7	0／1	3／8
H23～26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	1／3	0	0	0	0	0	0	0	1／3	0	1／3
H28、29	0／3	0	0	0	0	0	0	0	0／3	0	0／3
H30	0／3	0	0	0／1	0	0	0	0	0／4	0	0／4
R1	0／3	0	0	0／1	0	0	0	0	0／4	0	0／4
R2	0／3	0	0	0／1	0	0	0	0	0／4	0	0／4
R3	0／3	0	0	0／1	0	0	0	0	0／4	0	0／4
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表2　いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

年	はえなわ（A）									一本釣（B）			計（A＋B）		
	勿来（ア）			勿来以外（イ）			いわき地区（ア＋イ）								
	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg	kg	千円	円/kg
24	0	－	－	0	－	－	0	－	－	0	0	－	0	－	－
25	0	－	－	0	－	－	0	－	－	0	0	－	0	－	－
26	0	－	－	0	－	－	0	－	－	0	0	－	0	－	－
27	747	－	－	0	－	－	747	－	－	0	－	－	747	－	－
28	0	－	－	0	－	－	0	－	－	0	－	－	0	－	－
29	0	0	－	0	0	－	0	0	－	57	9	158	57	9	158
30	0	0	－	0	0	－	0	0	－	388	228	588	388	228	588
R1	0	0	－	0	0	－	0	0	－	85	73	859	85	73	859
R2	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
R3	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
R4	0	0	－	0	0	－	0	0	－	11	6	545	11	6	545
R5	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
R6	0	0	－	0	0	－	0	0	－	6	3	550	6	3	550

＊平成24年～令和3年3月は試験操業による実績

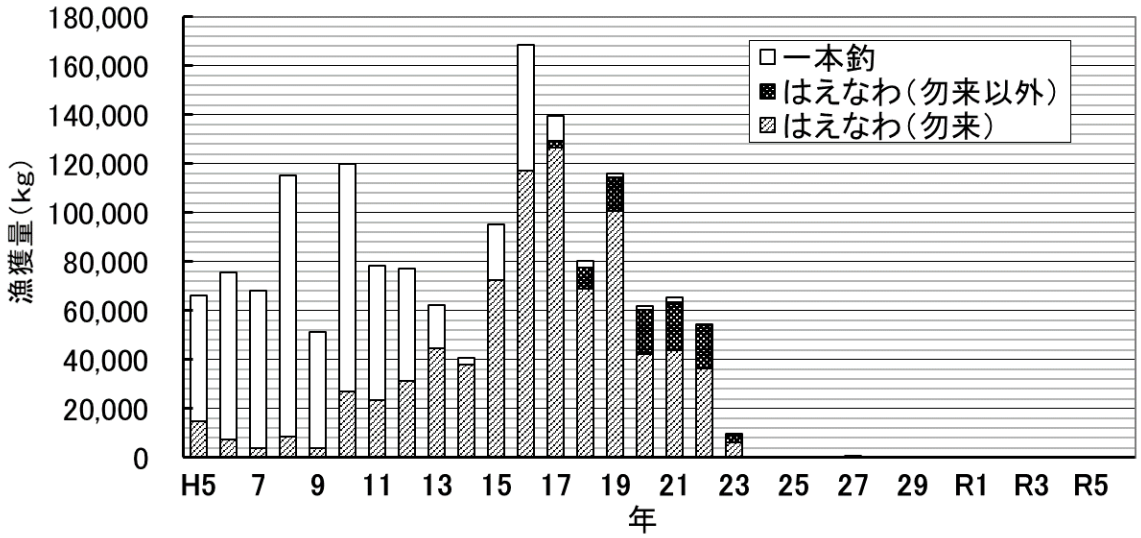

図1　いわき地区におけるはえなわ及び一本釣りによるマダラの漁獲実績

議案第６号

河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第　号

漁業法（昭和24年法律第267号）　第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。
令和７年　月　日

福島海区漁業調整委員会
会 長　今 野　智 光

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第４１条の２第１号から第５号に規定する区域においては、令和７年１０月１５日から同年１１月１４日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。

河口付近はえなわ漁業　委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和56年

対象魚種：サケ（回帰親魚）

対象海域：主要サケ増殖河川の海面の河口周辺

【指示発動までの背景】

発　端：本県サケ増殖団体から要望（全沿岸域沖合1ｋｍをサケ採捕禁止区域にしたい）

背　景：当時はサケ資源増大を目指した時期（沿岸漁業振興策）

経　過：県は漁業調整規則で河口付近の刺し網漁業を禁止する方向で検討。
海区は諮問を受けて小委員会を設置し検討⇒現在の禁止区域で答申
河口付近の禁止区域の南北距離は5ｋｍ（請戸川北側の3ｋｍは特例的距離）

昭49年：県の調整規則で河口付近の刺し網漁業を禁止（旧規則45条の2）
漁業：刺し網、固定式刺し網。禁止期間：10月15日から11月14日。

昭55年：・岩手県でサケはえなわが解禁、本県でも着業の動きが見られ、採卵親魚の確保が危惧された。
・遡上数は漸増したものの未だに増大計画は達成できず、海面捕獲の更なる制限が必要とされた。

【指示発動の理由】（第12期第7回委員会：昭和56年9月25日）

・サケはえなわ漁業は全面的に禁止したいが、河口付近だけでも禁止を検討願いたい。

・スズキはえなわ操業者にとっては死活問題との反対もあるが、サケ資源増大の重要性に鑑み、指示発動を決議する。

【指示内容等の推移】

年度	禁止河口域
昭和56年度	真野川、新田川、請戸川、熊川、富岡川、井出川、木戸川、夏井川、鮫川の　9河川
平成17年度	増殖事業を終了した鮫川を対象外（H13度：最終放流、H16度：最終回帰）
平成29年度	震災以降増殖事業の中断を余儀なくされた請戸川、熊川、富岡川について、遡上保護が必要となるまで禁止区域を設定しない。
平成30年度	増殖事業を再開したことから富岡川に禁止区域を設定。
令和2年度	今後増殖事業の再開が見込まれることから、震災前と同様に鮫川を除く8河川を設定。
〃	福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）の制定において、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業における主要河川の河口周辺海域での一定期間の採捕禁止は、知事許可漁業の許可の条件として整理することが適当と判断し、規則から削除。
令和3年度	操業実態として、対象となる刺し網漁業は漁業権に基づくものが多く、知事許可漁業と同様に制限する必要があることが判明したため、新規則の一部を改正し、さけ増殖事業が行われる主要河川の河口周辺海域で、一定期間刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を加える。（第41条の2）

表1　本県のサケ親魚の回帰状況

年度	採捕尾数（尾）			河川遡上率（%）	4年前の稚魚放流数（千尾）	全体回帰率（%）	河川回帰率（%）
	海面　A	河川　B	合計　C	B／C×100	D	C／D×100	B／D×100
H15	149,780	175,299	325,079	53.9	49,950	0.65	0.35
H16	133,081	148,013	281,094	52.7	37,880	0.74	0.39
H17	125,327	219,183	344,510	63.6	49,638	0.69	0.44
H18	172,444	183,992	356,436	51.6	46,851	0.76	0.39
H19	169,817	286,457	456,274	62.8	42,925	1.06	0.67
H20	236,524	282,847	519,371	54.5	43,757	1.19	0.65
H21	206,945	225,983	432,928	52.2	43,318	1.00	0.52
H22	123,950	120,965	244,915	49.4	46,917	0.52	0.26
H23	0	57,563	57,563	100.0	53,304	0.11	0.11
H24	0	53,217	53,217	100.0	50,334	0.11	0.11
H25	0	37,206	37,206	100.0	47,392	0.08	0.08
H26	3,925	52,804	56,729	93.1	46,194	0.12	0.11
H27	5,815	72,604	78,419	92.5	8,845	0.73	0.82
H28	2,347	49,263	51,610	95.5	9,923	0.52	0.50
H29	1,451	32,244	33,695	95.7	9,164	0.37	0.35
H30	3,441	50,974	54,415	93.7	10,441	0.52	0.49
R1	290	2,662	2,952	90.2	8,220	0.04	0.03
R2	534	5,312	5,846	90.9	13,392	0.04	0.04
R3	28	1,403	1,431	98.0	10,510	0.01	0.01
R4	18	2,003	2,021	99.1	12,812	0.02	0.02
R5	2	378	380	99.5	1,124	0.03	0.03
R6	1	405	406	99.8	1,923	0.02	0.02

註1）H26～H29年の「採捕尾数（海面）」は、いわき地区の試験操業（さし網）による。 H29年の採捕尾数=水揚数量（kg）/H28の1尾あたりの平均体重で算出した。

註2）H23～H26年の「採捕尾数（河川）」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の合計で、H27年に木戸川、H28年に小高川、H29年に富岡川が加わり、8河川の合計。

註3）H27～29年の4年前の「稚魚放流数」は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の5河川合計。

註4）H23年以降の「河川遡上率」、「全体回帰率」、「河川回帰率」は、ふ化放流事業、親魚の採捕が震災前とは大きく異なっていることから参考値として記載。

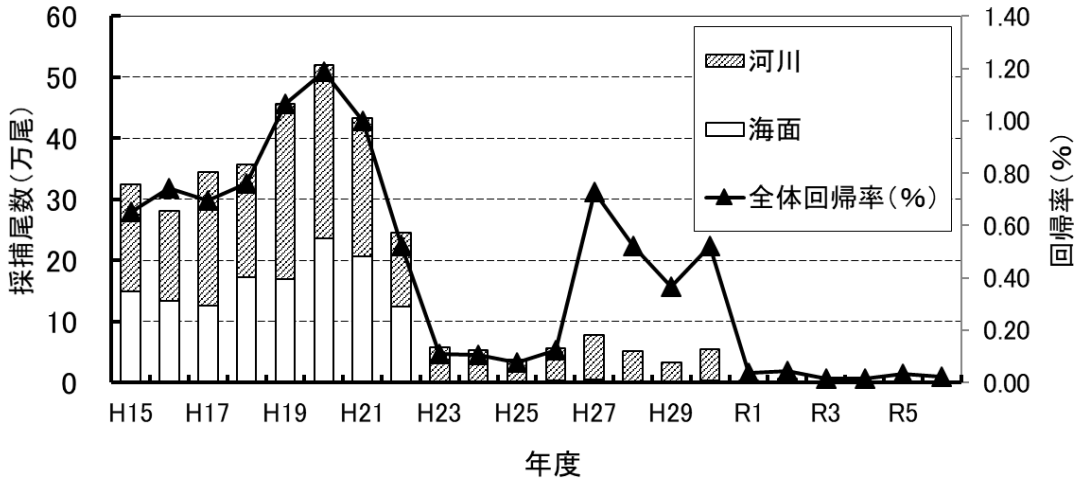

図1　本県のサケ親魚の採捕数と全体回帰率の推移

海区委員会指示による「河口付近のはえなわ漁業」禁止区域
（下記概略図に示す②の区域）

第 41 条の 2 第 1 号

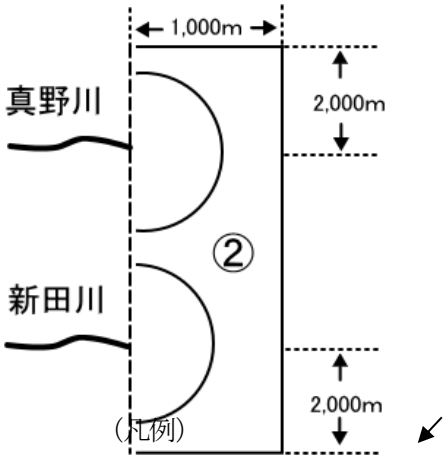

第 41 条の 2 第 4 号

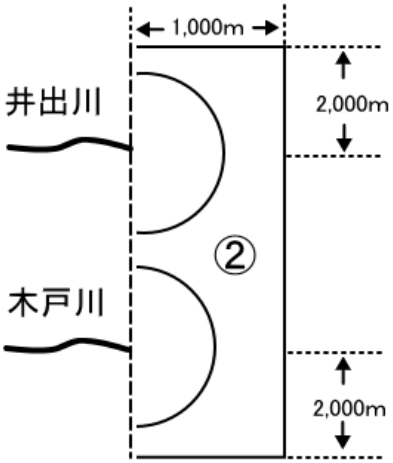

第 41 条の 2 第 2 号

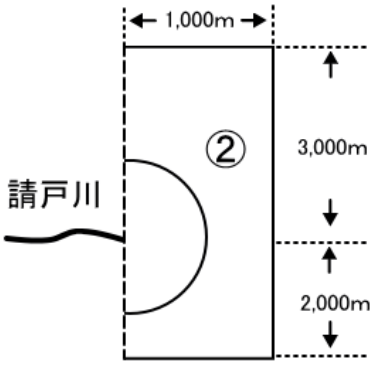

第 41 条の 2 第 5 号

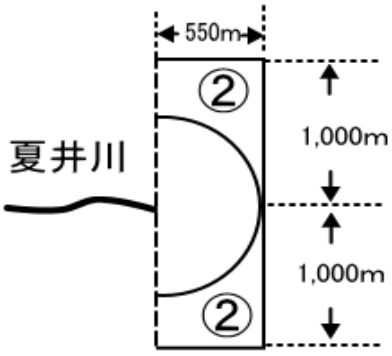

第 41 条の 2 第 3 号

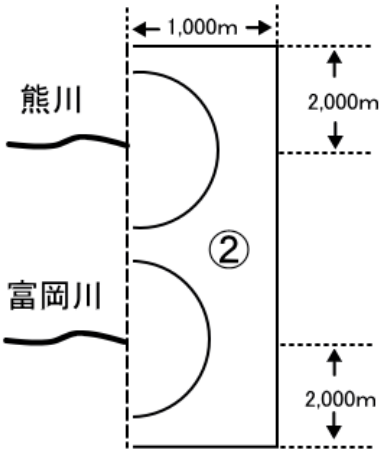

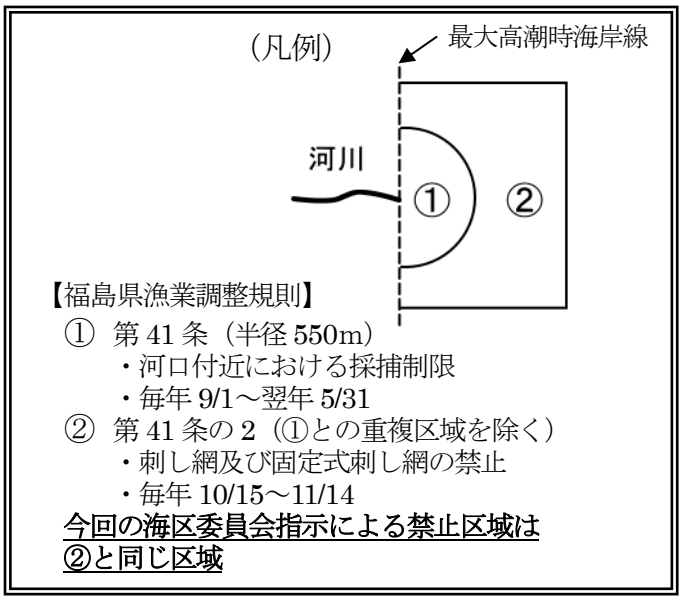

・小高川は、請戸川の補完的役割との位置付けから、禁止区域を設定しない。
（第 13 期第 13 回委員会　S62. 8. 25）。
・鮫川は、平成 13 年度を最後にサケ増殖事業が絶えており、遡上保護の必要性がなくなったため、禁止区域を設定しない（第 18 期第 5 回委員会 H17. 7. 28）。

議案第７号

小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

福島海区漁業調整委員会指示第　号

福島県地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和７年　月　日

福島海区漁業調整委員会
会長　今 野　智 光

一　保護区域

小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保　護　区　域
小型定置（第2種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第4条第１項第11号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

二　漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和７年９月１日から令和８年８月３１日までとする。

定置･小型定置漁業の保護区域　委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和27年5月（定置）、昭和37年6月（小型定置）
対象魚種：サケ等（小型定置）
保護区域：小型定置網漁具張り立ての位置から、前面500メートル、後面500メートル及び沖面500メートルの連絡線によって囲まれた区域

【指示発動の経過等】

○定置網の張り立ての位置から前面、後面、沖合 750mを保護区域とし、免許後適宜指示をなすこととし、昭和 27 年 5 月の委員会で指示の発動を決定した。

○県定置網漁業協会長から海区委員会に対して陳情がなされた。（昭和32年5月）
- ブリやメジマグロ等の回遊魚の来遊はそもそも不安定なうえ、近年の沖合漁業の発達も手伝ってこれら魚種に依存する定置の衰退は著しい。
- かつて40ヶ統を誇り県内総漁獲高の約２割を占めた本県定置網は10ヶ統にまで減少した。さらに大型船への流し網が許可されるなら、定置漁業は壊滅を余儀なくされる恐れあり。

○大型船への流し網漁業許可の動きに対し、大型定置に認められている周辺保護区設定の権利を明確にすべく、委員会指示の発動を決定した。（昭和32年5月）

※東日本大震災前の小型定置網（合計７ヶ統）
共同漁業権漁業：磯部のいわしさば小型定置網１、鹿島のさけ角網２
知 事 許 可 漁 業 ：原釜１、磯部１、鹿島２
※東日本大震災後は、漁具被害によりすぐに操業再開できず。
令和2年11月に知事許可漁業の申請があり、２件（磯部１、鹿島１）が許可を受けた。

【指示内容等の推移】

年月	内容等の変更・追加	背景・経緯
S27. 5	（大型定置保護区指示発動） 禁止区域：網建て位置の前後沖側各750m	・石定第1号・2号に対する石城郡海区漁業調整委員会指示第1号(S27.5.27)の記録あり。
S32. 5	（大型定置保護区指示発動） 禁止区域：網建て位置の前後沖側各1,000m	
S37. 6	（小型定置保護区指示発動） 禁止区域：網建て位置の前後沖側各500m 対　　象：県内一円の9ヶ統 有効期間：網張りの都度(1年以内＝春秋？)	・S36.9に県定置網漁業協会長名で小型定置への保護区設定の陳情あり。 ・県の考え方の整理、業界の合意形成を前提にした承認方向の確認
S39. 7	（大型定置保護区指示発動） 対　　象：4ヶ統全て（勿来～久之浜） 有効期間：5年間	・大型定置保護区指示発動の陳情あり。
S40.12	（小型定置保護区指示発動） 対　　象：県内一円の16ヶ統(勿来～鹿島)	・小型定置保護区指示発動の陳情あり。
S48. 9	（大型定置と小型定置の指示を一本化） 禁止区域：それぞれの規定を継続 有効期間：5年間	
S53. 7	有効期間：1年間	・前回からの経過は不明
S63. 7	有効期間：5年間に再変更 対　　象：サケ試験定置は除く	・全国の趨勢や漁業権切替期間に合わせた措置←若干の委員反発もあり
H15. 7	（大型定置を対象から削除） 対象漁業：小型定置(さけ角網漁業を含む) 有効期間：1年間に再々変更 禁止区域：小型定置の規定を継続	

報告事項ア

ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

令和７年６月２日
福島県農林水産部水産課

１　概要

令和７管理年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）における「ぶり」について、水産庁が管理を行う際の参考となる数量について示したため、報告するもの。

２　経緯（ＴＡＣ管理の状況について）

・「ぶり」については、令和７管理年度よりＴＡＣ管理が開始。
・令和７管理年度分として農林水産大臣から福島県に配分された都道府県別漁獲可能量は「１０１，０００トンの内数」であり、令和７年２月１８日開催の海区漁業調整委員会において、全量を知事管理漁獲可能量に配分することとして諮問し、異議なしとの答申を受け、配分する数量を定めた（令和７年３月２８日福島県報に公示）。
・国として定められた「ぶり」全体の漁獲可能量が１０１，０００トンであり、３８都道府県と大臣管理区分に対し、それぞれ「１０１，０００トンの内数」として、数量の区別なく配分されている。
・「ぶり」は、令和７管理年度においては、水産庁の資源管理方針に定められた「ステップアップ管理」の「ステップ１」の段階であり、具体的な配分数量は設定されないものの、水産庁から都道府県に対し、具体的な管理を行う際の参考となる数量を提示することとしていた。
・なお、ぶりについては、管理年度の期間が ①４月１日から翌年３月末日までとする都府県（福島県を含む１２都府県）と ②７月１日から翌年６月末日までとする道府県（２６道府県）及び大臣管理区分 に分かれている。

３　管理を行う際の参考となる数量について

・水産庁は令和７年４月１６日付けの事務連絡（別紙）により、「ぶり」について、令和７管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を示した。
・福島県については、令和7管理年度における「ぶり」の管理を行う際の参考となる数量を「30トン」と示した。
・「ステップアップ管理」の「ステップ１」の段階であるため、漁獲が積み上がった場合でも、漁業法第３３条に基づく「採捕停止命令」は発出しない。

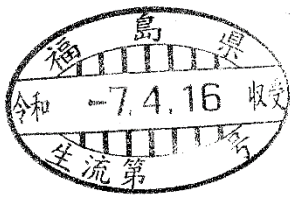

写

事　務　連　絡
令和７年４月16日

福島県
水産主務課　御中

水産庁資源管理部
資源管理推進室

令和７管理年度における漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について

令和７管理年度においてステップ１の管理を行う特定水産資源について、下記のとおり、漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を算出したので提示します。

記

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	参考シェア（%）	管理を行う際の参考となる数量（トン）
ぶり	101,000トンの内数	0.03%	30

（注記１）参考シェアは、令和３年から令和５年までの都道府県及び大臣管理区分の３か年の漁獲実績シェアの平均値
（注記２）参考シェアの計算には、農林水産統計のブリ類の漁獲量を使用。令和７年３月28日付で農林水産統計（確報）が公表されたため、本事務連絡においては、農林水産統計（確報）の漁獲量を使用した。
（注記３）管理を行う際の参考となる数量は、漁獲可能量に参考シェアを乗じた数値

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ＤＣＭ安積店　福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか
二　法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
三　法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び小野町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ小野飯豊店　福島県田村郡小野町大字飯豊字坂東内前三十一番ほか
二　法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）薬王堂小名浜元分店　福島県いわき市小名浜元分十五
二　法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、福島県資源管理方針を令和七年三月二十八日変更した。

この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

（水　産　課）

福島県告示第二百四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和七管理年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　くろまぐろ（小型魚）
1　上半期（令和七年四月一日から同年九月三十日まで）
(1)　知事管理区分　福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）
(2)　配分する数量　十一・四トン
2　下半期（令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで）
(1)　知事管理区分　福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）
(2)　配分する数量　十一・五トン
二　くろまぐろ（大型魚）
1　知事管理区分　福島県くろまぐろ（大型魚）漁業
2　配分する数量　二・〇トン

（水　産　課）

福島県告示第二百四十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、するめいか及びぶりに関する令和七管理年度（令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　するめいか
1　知事管理区分　福島県するめいか漁業

２　配分する数量　本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

二　ぶり

１　知事管理区分　福島県ぶり漁業

２　配分する数量　本県に配分された都道府県別漁獲可能量（十万一千トンの内数）の全量

（水　産　課）

福島県告示第二百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　起業者の名称

南相馬市

二　事業の種類

南相馬市新庁舎建設事業

三　収用又は使用の別を明らかにした起業地

収用の部分　南相馬市原町区三島町二丁目地内

使用の部分　なし

四　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第二十条第一号の要件への適合性について

南相馬市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎を整備する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

２　法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、平成二十八年第一回南相馬市議会定例会において、本件事業及びそれに必要な予算について議決し、令和四年八月に策定した「南相馬市新庁舎建設基本計画」に基づき本件事業を行うこととしていることから、事業遂行の意思と能力がある者と認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

３　法第二十条第三号の要件への適合性について

㈠　得られる公共の利益

南相馬市では、昭和四十三年に現在の本庁舎（以下「既設庁舎」という。）を建設したが、その後の行政需要の拡大に伴う職員数の増加等により、段階的に西庁舎、東庁舎の建設が進められ、現在は五つの庁舎による分散配置となっている。

既設庁舎は老朽化が進行しており、平成二十年四月に実施した耐震診断では、耐震性能が低いことが判明し、平成二十年度から平成二十一年度にかけて耐震補強改修工事を実施したものの、既設庁舎の改修は必要最小限の範囲において実施したものであり、平成二十一年八月に開催した庁舎改修工事検証調整会議においては、今後の既設庁舎の改修等にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、計画的に対応することと方針付けた。

このような状況において、耐震補強改修工事の実施から既に十年以上が経過したことに加え、東日本大震災の影響による耐震性の低下が憂慮されており、また、既設庁舎では、機器配線等による構造上解消できない段差があるなど、バリアフリー対策が不十分であり市民サービスの低下を招いていることに加え、執務スペースが狭あいであるため、多様化する市民のニーズに対応できていないこと等様々な問題を抱えている。

さらに、既設庁舎は災害対策拠点としての重要な役割があり、市民からも当該機能は重視されているが、情報集約や他機関との協働に配慮された災害対策本部室など、求められる機能が不足している。

庁舎が五つに分散していることは、市民の利便性を著しく低下させているとともに、老朽化した既設庁舎の改修は限定された応急的な対応にとどまり、物理的にも機能的にも根本的な解決を図ることができず、災害時の拠点となる安全・安心な庁舎とは言い難い状況となっている。

南相馬市では、既設庁舎の現状が市民利用にどのように影響しているのかを把握するため、市内の十八歳以上の市民八千人を無作為に抽出しアンケート調査を実施したところ、有効回答数の過半数は分散型配置となっている既設庁舎への不満・不便さを挙げ、「統合して一つにすべき」との回答が寄せられ、「南相馬市新庁舎建設基本計画」の素案に対するパブリックコメントにおいては、強固で安全な災害拠点を望む声も挙げられた。

このような現状を踏まえ、本件事業は、分散している窓口を集約することにより、ワンストップで効率の良い行政サービスの提供が可能な環境を整備し、バリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインを導入することにより、市民にやさしく誰もが親しみを持ち利用しやすい庁舎を目指すものである。加えて、災害時の電力確保機能や給水機能を多重化し、ライフラインの維持機能が強化された庁舎を整備することで、住民福祉の向上、行政事務の効率化及び庁舎の災害対策拠点機能の強化が期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

㈡　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）の対象外の事業であるが、起業者は、周辺環境に十分配慮した上で工事を施行することとしている。

本件事業の起業地及び周辺地域における希少野生動植物について、起業者が令和六年九月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、本起業地及び周辺地に関して提供できる情報はないとの回答を得た。

ＴＡＣ管理のステップアップの考え方　（参考資料）

- 新たなＴＡＣ魚種については、通常のＴＡＣ管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、ＴＡＣ管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の３つのステップに分けて、通常のＴＡＣ管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ２までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ３へ移行する前には、ステークホルダー（ＳＨ）会合を開催してステップ２までにおける取組状況等について意見交換を実施。
（ステップ１・２で最長３年間を想定）

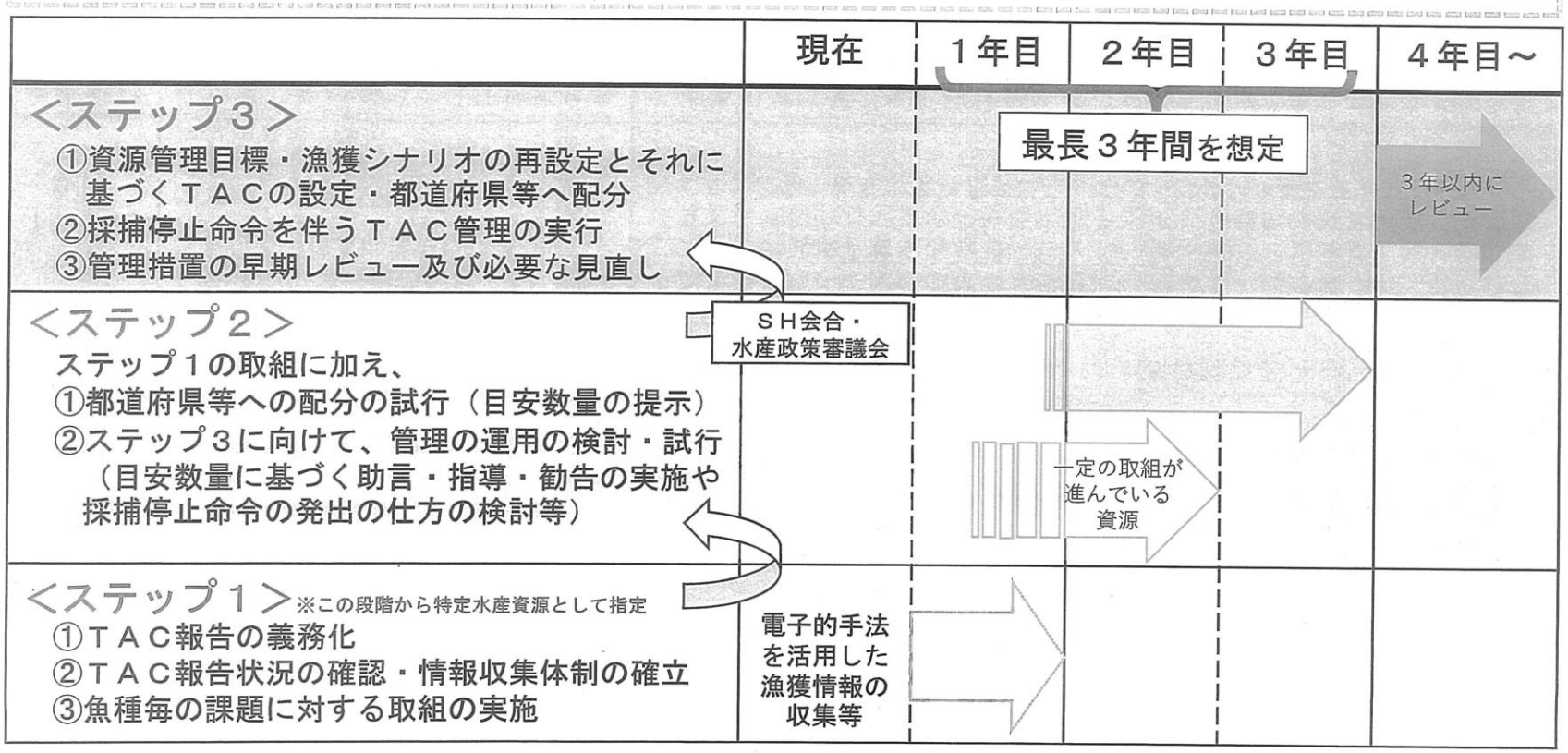

ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ１	ステップ２	ステップ３
資源管理の目標	・漁業法第12条第１項第１号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（ＰＧＹ）も含む）		・これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	・資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		・新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
ＴＡＣの設定	・漁獲シナリオから導かれるＡＢＣの範囲内で設定		・左に同じ
ＴＡＣの配分	・実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ・ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	・都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	・配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位８割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	・法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※	・法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※	・ステップ２までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	・従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		・自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	・資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のＴＡＣ管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ２までの間に十分な進展を得ることとする ・ステップ３へ移行する前にＳＨ会合を開催して、ステップ２までにおける取組状況等について意見交換		・導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 ・必要に応じ運用の改良等を検討

※　漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、ＴＡＣ管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

報告事項イ

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第６１回）
の結果について

令和７年度通常総会（第６１回）議案

令和７年５月１２日（月）

山口県　山口グランドホテル

令和7年度　全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第61回）出席者名簿

1　来賓

機関名	所属	役職名	氏名	情報交換会	現地視察			備　　考
				（テーブル）	（バス）	（潮彩）	（観光ガイド）	
水産庁	管理調整課	室　長	中村　真弥	A	①	1	阪本	
	沿岸・遊漁室	課長補佐	土方　教義	A	①	1	阪本	
		免許調整係長	久我　颯大	B	①	1	阪本	
（一財）東京水産振興会		理事	長谷　成人	A	×	×	×	講演講師
山口県	農林水産部	理事	中村　圭吾	A	×	×	×	

2　海区漁業調整委員会　委員

機関名	所属	役職名	氏名	情報交換会	現地視察			備　　考
				（テーブル）	（バス）	（潮彩）	（観光ガイド）	
青森	青森県東部	会　長	松本　光明	D	②	1	吉田	
岩手	岩手	会　長	亘理　榮好	B	×	×	×	
秋田	秋田	会　長	船木　　律	E	②	1	吉田	表彰
山形	山形	会　長	加藤　　栄	F	②	2	岩下	
福島	福島・全漁調連	会　長	今野　智光	A	②	1	吉田	
茨城	茨城	会　長	清水　信宏	D	②	2	岩下	
千葉	千葉	会　長	石井　春人	E	×	×	×	
東京	東京	会　長	馬場　　治	C	②	2	岩下	
神奈川	神奈川	会　長	櫻本　和美	F	②	2	岩下	
		副会長	宮川　　均	D	②	2	岩下	
新潟	新潟県連合	会　長	土屋　貞男	E	②	2	岩下	新潟会長併任
富山	富山	会　長	網谷　繁彦	B	①	1	阪本	
石川	石川	会　長	勝木　省司	F	①	1	阪本	
静岡	静岡	会　長	高田　充朗	B	①	1	阪本	
愛知	愛知	会　長	山下　三千男	D	①	1	阪本	
三重	三重	委　員	田邊　善郎	E	①	1	阪本	
京都	京都	委　員	葭矢　　護	F	①	1	山田	
大阪	大阪	会　長	多田　　稔	B	①	1	山田	
兵庫	兵庫県瀬戸内海	会　長	田沼　政男	×	×	×	×	
	但馬	会　長	川越　一男	C	×	×	×	
岡山	岡山	会　長	井本　瀧雄	D	×	×	×	
広島	広島	会　長	北田　國一	B	①	1	山田	
徳島	徳島	会　長	今治　清孝	C	③	2	吉次	
香川	香川	会　長	北尾　登史郎	E	③	2	吉次	
愛媛	愛媛	会　長	佐々木　護	C	③	2	吉次	
福岡	福岡県連合	会　長	半田　亮司	F	③	2	吉次	有明会長併任
	筑前	会　長	冨重　信一	×	×	×	×	
佐賀	佐賀県連合	会　長	川嵜　和正	B	③	2	吉次	松浦会長併任
熊本	熊本県連合	会　長	橋本　　孝	D	③	2	白井	有明会長併任、表彰
大分	大分	会　長	阿部　貴史	×	×	×	×	
宮崎	宮崎	会　長	吉田　照豊	C	×	×	×	
沖縄	沖縄	会　長	上原　亀一	C	③	2	白井	
山口	山口県日本海	会　長	中島　　均	A	×	×	×	
		副会長	南野　市治	B	×	×	×	
		委　員	若林　敏江	×	×	×	×	表彰
		委　員	仁保　宣誠	B	③	2	白井	
		委　員	西島　正明	D	③	2	白井	
		委　員	濱谷　　正	D	×	×	×	
		委　員	宇都宮　康彦	D	×	×	×	
		委　員	中村　　裕	E	③	2	白井	
		委　員	河野　敏春	E	×	×	×	
		委　員	一木　清久	E	③	2	白井	
		委　員	益田　雅和	F	③	2	白井	
		委　員	水津　和弘	×	×	×	×	
		委　員	椙本　久繁	F	③	2	白井	
		委　員	阪井　章二	F	③	2	白井	
		委　員	黒川　裕希	G	×	×	×	
	山口県瀬戸内海	会　長	森友　　信	A	自家用車	2	×	
		副会長	三浦　　忠	C	×	×	×	
		委　員	河野　直行	C	×	×	×	
		委　員	河内山　満政	×	×	×	×	
		委　員	竹本　信正	F	×	×	×	表彰
		委　員	渡壁　勝則	×	×	×	×	
		委　員	林　　光夫	×	×	×	×	
		委　員	原田　博之	G	③	2	白井	

3 海区漁業調整委員会 事務局職員

機関名	所属	役職名	氏名	情報交換会	現地視察			備　　考
				（テーブル）	（バス）	（潮彩）	（観光ガイド）	
北海道	北海道連合	事務局長	池田　聖治	×	②	1	吉田	
青森	青森	主幹専門員	長谷川　清	×	②	1	吉田	
		技師	傳法　利行	×	②	1	吉田	
岩手	岩手	事務局次長	大野　宣和	G	×	×	×	
宮城	宮城	技師	深澤　航太	J	②	1	吉田	
秋田	秋田	書記	藤田　学	J	②	1	吉田	
山形	山形	書記	伊藤　寛和	J	②	2	岩下	
茨城	茨城	事務局長	須能　紀之	G	②	2	岩下	
千葉	千葉	副主査	髙山　雄彦	H	×	×	×	
東京	東京	事務局長	龍　岳比呂	G	②	2	岩下	
		主任	依光　恭子	I	②	2	岩下	
	水産課	課長代理	早川　浩一	H	②	2	岩下	
神奈川	神奈川	主事	竹村　美紀	J	②	2	岩下	
新潟	新潟	書記長代理	岸原　達也	H	②	2	岩下	
	佐渡	書記長代理	内田　直樹	×	②	2	岩下	
富山	富山	事務局長	前田　経雄	G	①	1	阪本	
石川	石川	主任技師	山岸　大	J	①	1	阪本	
静岡	静岡	主幹	津久井　剛	H	①	1	阪本	
愛知	愛知	主査	黒田　拓男	H	①	1	阪本	
三重	三重	主幹	中西　健五	I	①	1	阪本	
滋賀	琵琶湖	主任書記	佐野　聡哉	J	①	1	山田	
京都	京都	事務局次長	本多　靖一	H	①	1	山田	
大阪	大阪	書記長	西井　裕子	G	①	1	山田	
兵庫	兵庫県瀬戸内海	事務局長補佐	大橋　広義	H	①	1	山田	
	但馬	事務局次長	峰　浩司	H	①	1	山田	
和歌山	和歌山	書記	山田　哲也	×	×	×	×	
鳥取	鳥取	書記	有田　陽佑	J	①	1	山田	
島根	島根	事務局長	伊藤　博理	×	①	1	山田	
岡山	岡山	書記	日比野　康郎	J	×	×	×	
広島	広島	次長	住吉　勉	H	①	1	山田	
		技師	房尾　奈生子	K	①	1	山田	
徳島	徳島	課長補佐	加藤　慎治	I	③	2	吉次	
香川	香川	書記	小林　武	K	③	2	吉次	
高知	高知	事務局次長	木村　雅俊	I	③	2	吉次	
		チーフ	永野　あゆみ	I	③	2	吉次	
愛媛	愛媛	事務局次長	逢坂　和則	I	③	2	吉次	
福岡	福岡県	事務局長	池浦　繁	×	×	×	×	
佐賀	佐賀県連合	事務局長	荒巻　裕	G	③	2	吉次	
長崎	長崎県連合	書記	荒井　裕崎	K	③	2	吉次	
熊本	熊本県連合	書記	堀田　英一	K	③	2	白井	
大分	大分	事務局長	平川　千修	×	×	×	×	
宮崎	宮崎	書記	入木田　敦	K	×	×	×	
鹿児島	水産振興課	技術主査	小路口　拡輝	I	③	2	白井	
沖縄	沖縄	主任書記	米丸　浩平	I	③	2	白井	
山口	水産振興課	課長	向井　秀	G	③	2	吉次	
	（山口県日本海・	調整監（事務局長）	魚津　勝	L	①	1	阪本	
	山口県瀬戸内海）	主幹	石橋　教幸	L	①	1	山田	
		主査（書記）	枝廣　直樹	L	②	1	吉田	
		主任（書記）	石田　健太	K	③	2	白井	
		技師（書記）	竹川　陽菜	K	③	2	吉次	
		技師（書記）	大谷　拓也	K	②	2	岩下	
		主事（書記）	藤井　玲光	K	①	1	山田	
	柳井農林水産事務	主任	山根　知樹	×	×	×	×	
	山口農林水産事務	主査	田中　全	×	×	×	×	
	萩農林水産事務所	主査	岡本　悟	×	×	×	×	
	下関水産振興局	主査	神尾　豊	×	×	×	×	

4 全国海区漁業調整委員会連合会事務局

機関名	所属	役職名	氏名	情報交換会	現地視察			備　　考
				（テーブル）	（バス）	（潮彩）	（観光ガイド）	
全漁調連	福島海区	事務局長	平田　豊彦	L	②	1	吉田	
		次長	佐藤　太津真	L	②	1	吉田	
		副主査	酒井　理沙	L	②	1	吉田	
		主事	渡部　もも	L	②	1	吉田	
		主事	金子　正子	L	②	1	吉田	
			121	101	86	86	85	

全国海区漁業調整委員会連合会

令和７年度通常総会次第

１　開　　会

２　会　長　挨　拶

３　来　賓　祝　辞

４　議　長　選　出

５　議　　事

第１号議案　令和６年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第２号議案　令和７年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第３号議案　協議事項（中央要望活動）

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について

Ⅲ　太平洋クロマグロ資源管理について

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について

Ⅵ　外国漁船問題等について

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

第４号議案　次期通常総会の開催地について

第５号議案　役員選出について

６　表　　彰

７　講　　演

８　閉　　会

目　　次

○議案関係

第１号議案　令和６年度事業報告書　・・・・・・・・・・・・・・ 1
令和６年度収支決算書　・・・・・・・・・・・・・・ 5
令和６年度剰余金処分（案）　・・・・・・・・・・・・・ 7

第２号議案　令和７年度事業計画書（案）　・・・・・・・・・・・・・ 9
令和７年度収支予算書（案）　・・・・・・・・・・・・・ 11

第３号議案　協議事項（中央要望活動）　・・・・・・・・・・・・ 13
Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について　・・・・・・・・・ 16
Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について　・・・・・・・・・・ 17
Ⅲ　太平洋クロマグロ資源管理について・・・・・・・・・ 18
Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について　・・・・・・・・・・ 23
Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について　・・・・・・・・・ 26
Ⅵ　外国漁船問題等について　・・・・・・・・・・・・ 28
Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について・・・・・・・・・ 32

第４号議案　次期通常総会の開催地について　・・・・・・・・・・・・ 35

第５号議案　役員選出について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

○表彰関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

○講演関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

総会に対する理事の提出書

第１号議案　令和６年度事業報告書
令和６年度収支決算書
令和６年度剰余金処分（案）

第２号議案　令和７年度事業計画書（案）
令和７年度収支予算書（案）

第３号議案　協議事項（中央要望活動）

第４号議案　次期通常総会の開催地について

第５号議案　役員選出について

令和７年５月１２日

全国海区漁業調整委員会連合会　理事一同

第　１　号　議　案

令和６年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

Ⅰ　令和６年度事業報告書

（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

１　主たる事業

年 月 日	会 議 等 の 概 要
令和6年4月9日	**総会出席依頼** （全漁連、水産庁、衆参両議院農林水産委員会委員長）
令和6年5月17日	**第 174 回理事会、監事監査、第 60 回通常総会** （東京都、アジュール竹芝）
令和6年7月10日	**中央要望活動（会長・副会長会議、第 175 回理事会）** （水産庁、海上保安庁、国土交通省海事局、外務省、 衆参両議院農林水産委員会委員長）
令和6年7月18～19日	**事務局長会議**（熊本県熊本市）
令和6年10月29～30日	**九州ブロック会議**(福岡県福岡市)
令和6年10月31～ 11月1日	**東日本ブロック会議**(愛知県名古屋市)
令和6年11月6～7日	**西日本ブロック会議**(大阪府大阪市)
令和6年11月12～13日	**日本海ブロック会議**(青森県青森市)
令和6年11月21～22日	**海区漁業調整委員会事務局職員研修会**（広島県） **都道府県漁業調整担当者会議（水産庁主催）**
令和6年12月17日	**会長・副会長会議**（東京都、水産庁中央会議室）
令和7年2月4日	**事務局幹事会**（東京都、水産庁中央会議室）
令和7年3月25日	**第 176 回理事会（中間監事監査、表彰選考委員会）** （東京都、アジュール竹芝）

2　主な事業の実施結果

（1）総会

令和６年度通常総会（第60回）（令和6年5月17日・東京都）

議　事

第１号議案　「令和５年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」

原案のとおり承認した。

第２号議案　「令和６年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について」

原案のとおり承認した。

第３号議案　「協議事項」（中央要望活動）

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について

Ⅲ　太平洋クロマグロ資源管理について

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について

Ⅵ　外国漁船問題等について

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

以上の７項目について、原案のとおり承認、関係方面へ要望することとし、要望方法については役員会に一任することに決定した。

第４号議案「次期総会の開催地について」

令和７年度通常総会を山口県で開催することを決定。

（2）理事会

① 第174回（令和6年5月17日・東京都）

通常総会（第60回）に提出する協議事項、事業計画書案等について、審議を行った。

② 第175回（令和6年7月10日・東京都）

水産庁への要望活動と併せて理事会を開催し、回答内容について水産庁管理調整課長及び担当官との意見交換を行った。

③ 第176回（令和7年3月25日・東京都）

令和６年度事業の実施状況、各ブロック会議における要望事項等を踏まえ、次年度通常総会（第61回）に提出する協議事項、事業計画書案等について審議を行った。

（3）会長・副会長会議

① 令和６年度第１回（令和6年7月10日・東京都）

関係省庁及び関係国会議員に対する要望内容について確認を行った。

② 令和６年度第２回（令和6年12月17日・東京都）

各ブロック会議で決議された要望項目の取扱い等について協議・意見交換し、理事会への付議事項を決定した。

（4）中央要望活動（令和6年7月10日・東京都）

総会決議事項（第３号議案「協議事項」）について、関係省庁（水産庁、外務省、国土交通省海事

局、海上保安庁）及び衆・参両議院農林水産委員会委員長への要望活動を実施した。

（5）ブロック会議

令和６年10月～11月の間、九州、東日本、西日本及び日本海の順にブロック会議を開催し、各海区からの提出議案等について審議を行った。

① 九州ブロック会議（令和6年10月29～30日・福岡市）

議事ア　令和６年度要望活動の結果について

イ　令和７年度要望事項について

ウ　協議事項・照会について（次期全漁調連役員の選出）

（第 18 期前期：副会長は福岡県連合、理事は熊本県連合、大分、監事は鹿児島県連合）

エ　次期開催海区について（R7 大分）

報告　「九州・山口県沖における外国船取締活動の概況」九州漁業調整事務所

講演　「海区漁業調整委員会の権限と役割」水産庁管理調整課

視察　海の駅むなかた、道の駅むなかた

② 東日本ブロック会議（令和6年10月31～11月1日・名古屋市）

議事ア　令和６年度要望活動の結果について

イ　令和７年度総会に向けた要望事項について

ウ　次期開催地について（R7三重）

講演　「海区漁業調整委員会の権限と役割」水産庁管理調整課

視察　名古屋港水族館

（講演：「伊勢・三河湾の漁場環境－貧栄養価とアサリ漁業－」愛知県水産試験場）

③ 西日本ブロック会議（令和6年11月7～8日・大阪市）

議事ア　全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果等

イ　西日本ブロック会議要望事項について（令和７年度）

ウ　次年度開催海区について（R7高知）

エ　情報交換　各海区における委員会指示の内容及び経過

視察　大阪府鰹巾着網漁業協同組合、大阪府漁業協同組合連合会

④ 日本海ブロック会議　（令和6年11月12～13日・青森市）

議事ア　令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について

イ　令和７年度要望事項について

ウ　全漁調連日本海ブロック会議次期開催地について（R7島根）

エ　質疑事項について（夜間集魚灯の光力制限について）

講演　「青森県水産業の概要と水産総合研究所の紹介について」

（地独）青森県産業技術センター水産総合研究所

視察　三内丸山遺跡

（６）海区漁業調整委員会事務局職員研修会（令和6年11月21日・広島市）

令和６年度事務局職員研修会を開催し、事務局職員の見識を深めた。

ア 講義

「海区漁業調整委員会の権限と役割」水産庁管理調整課

「資源管理について」水産庁管理調整課

イ 都道府県事例紹介

・「青森県におけるまぐろはえなわ漁業の調整事例について」
東日本ブロック（青森）

・「福井県沖合の火光を利用した釣りに関する海区漁業調整委員会指示について」　日本海ブロック（福井）

・「ビワマス遊漁承認制度について」
西日本ブロック（琵琶湖）

・「漁業許可手続きにおけるデジタル化の取組について」
九州ブロック（鹿児島）

（７）事務局長会議（令和6年7月18～19日・熊本市）

議事ア　令和６年度全漁調連事業計画について

イ　令和６年度全漁調連事務局職員研修会テーマについて

ウ　ブロック会議の計画・運営について

エ　全漁調連諸会議の実施状況と令和７～１１年度の開催計画について

オ　海区漁業調整委員会の運営について（令和５年度）

視察　住吉漁協共同海苔乾燥施設

（８）委員・職員名簿、委員会指示集及び会報の発行

以下の冊子等を作成し、各海区漁業調整委員会ほか関係機関に配布した。

①「海区漁業調整委員会委員・職員名簿」令和6年6月
編集・発行　全国海区漁業調整委員会連合会事務局（福井海区）

②「海区漁業調整委員会指示集（令和５年度版）」令和7年3月
編集・発行　全国海区漁業調整委員会連合会事務局（広島海区）

③「全国海区漁業調整委員会連合会会報第152号」令和7年3月
編集・発行　全国海区漁業調整委員会連合会事務局（福島海区）

Ⅱ　令和６年度収支決算書

１ 収入の部（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位:円）

科　　目	収 入 予 定 （　Ａ　）	収 入 実 績 （　Ｂ　）	比 較 増 減 （Ｂ － Ａ）	備　　考
会　　費	6,480,000	6,480,000	0	会員40都道府県のうち石川県を免除
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	3,412	16,826	13,414	預金利息、徽章代
繰 越 金	8,493,204	8,493,204	0	
計	14,976,616	14,990,030	13,414	

石川県は能登半島地震の特例措置として会費免除

(参考)会費内訳

38 都府県	× 160 千円 ＝	6,080 千円
北海道	× 400 千円 ＝	400 千円
計		6,480 千円

2 支出の部（令和6年4月1日～令和7年3月31日）　（単位：円）

科目	本年度予算額 (A)	執行額 (B)	比較増減 (A-B)	備考
(1) 総務費	**547,000**	**155,332**	**391,668**	
旅費	150,000	0	**150,000**	
消耗品費	80,000	0	**80,000**	
印刷製本費	150,000	28,646	**121,354**	会報誌印刷費等
通信運搬費	120,000	89,686	**30,314**	郵便代、振込手数料等
会議費	0	0	**0**	
連絡調整費	0	0	**0**	
人件費	0	0	**0**	
使用料・賃借料	0	0	**0**	
負担金	37,000	37,000	**0**	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	0	**10,000**	
(2) 事務局長会議費	**650,000**	**393,688**	**256,312**	開催地：熊本県
旅費	200,000	130,980	**69,020**	事務局旅費
会議費	450,000	262,708	**187,292**	担当海区経費
(3) ブロック会議費	**3,200,000**	**2,552,167**	**647,833**	開催地：愛知県、青森県、大阪府、福岡県
旅費	500,000	752,855	**△ 252,855**	担当海区副会長・事務局
会議費	2,700,000	1,799,312	**900,688**	担当海区経費 (各海区予算675千円)
(4) 研修会費	**850,000**	**885,719**	**△ 35,719**	開催地：広島県
旅費	400,000	502,354	**△ 102,354**	発表者、事務局
研修会費	450,000	383,365	**66,635**	担当海区開催経費
(5) 役員会費	**1,980,000**	**1,745,352**	**234,648**	理事会・正副会長会議・監事会
旅費	1,530,000	1,353,181	**176,819**	役員・事務局
会議費	450,000	392,171	**57,829**	開催経費
(6) 総会費	**2,020,000**	**1,218,804**	**801,196**	開催地：東京都
旅費	270,000	312,475	**△ 42,475**	会長、事務局
消耗品費	700,000	73,997	**626,003**	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	149,628	**372**	議案書印刷費
会議費	900,000	682,704	**217,296**	会場使用料等
(7) 活動対策費	**750,000**	**907,539**	**△ 157,539**	要望活動
旅費	700,000	862,836	**△ 162,836**	役員・事務局
活動対策費	50,000	44,703	**5,297**	要望書印刷費等
企画費	0	0	**0**	
(8) 予備費	**4,979,616**	**0**	**4,979,616**	
計	**14,976,616**	**7,858,601**	**7,118,015**	

予算額のうち予備費を除いた金額	執行済額	予備費を除いた額に占める執行額の割合
9,997,000円	7,858,601円	78.6%

Ⅲ　令和６年度剰余金処分（案）

１　当期末処分剰余金

本年度収入額	14,990,030 円
本年度支出額	7,858,601 円
差引(未処分剰余金)	7,131,429 円

２　剰余金処分(案)

次年度繰越金	7,131,429 円

監　事　の　意　見　書

令和７年４月１８日に会長から提出された令和６年度事業報告書、収支決算書の各事項並びに関係帳簿、証憑書類を監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

令和７年５月１２日

全国海区漁業調整委員会連合会

監　事　　馬　場　　治

監　事　　上　原　亀　一

第　２　号　議　案

令和７年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

Ⅰ　令和７年度事業計画書（案）

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指した水産政策の改革の実施により、資源管理、海面利用制度、密漁対策が強化され、流通の適正化が取り組まれている。

全国 40 都道府県の 72 海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和７年度に次の事業を実施するものとする。

１　総会の開催　（令和７年５月１２日：山口県山口市）

通常総会を開催し、令和７年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

（１）通常総会

第 1 号議案 令和６年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第 2 号議案 令和７年度事業計画書案及び収支予算書案について

第 3 号議案 協議事項（令和７年度全漁調連要望書（案）について）

第 4 号議案 次期総会の開催地について

第 5 号議案 役員選出について

その他

（２）表彰

①　委員表彰

②　事務局職員ほう賞

（３）講演

「これからの海区漁業調整委員会について」　長谷 成人 氏（元水産庁長官）

２　理事会等の開催（理事会：令和７年５月１２日、６月、令和８年３月）

（会長・副会長会議：令和７年５月１２日、１２月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

３　ブロック会議（令和７年 10～11 月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

令和７年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック　…　三重

日本海ブロック　…　島根

西日本ブロック　…　高知

九　州ブロック　…　大分

4　事務局職員研修会（令和７年 10 月　鳥取）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催

5　事務局長会議（令和７年６月　秋田）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

6　要望活動

各海区より提案があった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

7　会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

（１）「会報」を年１回以上発行し、会員への情報提供を行う。

（２）「海区漁業調整委員会指示集（令和６年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。

（３）海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。

（４）その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

Ⅱ　令和７年度収支予算書（案）

１　収入の部（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

（単位:円）

科　　目	本年度予算額	前期予算額	比較増減	備　　考
会　　費	6,480,000	6,480,000	0	会員40都道府県のうち石川を免除
繰　入　金	0	0	0	
雑　収　入	16,826	3,412	13,414	預金利子、徽章代
繰　越　金	7,131,429	8,493,204	△ 1,361,775	
計	13,628,255	14,976,616	△ 1,348,361	

石川は能登半島地震の特例措置として会費免除

(参考)会費内訳　　38 都府県　× 160 千円 ＝　　6,080 千円

北海道　× 400 千円 ＝　　400 千円

計　　6,480 千円

※会費の特例措置について

1　能登半島地震について

(1)発生日時:令和6年1月1日 16:10

震源規模:震源は石川県能登地方、マグニチュード 7.6、震源の深さ 16km

各地の震度:震　度　7　石川県志賀町

震度6強　石川県七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町

震度6弱　石川県中能登町、能登町、新潟県長岡市

津波警報等:地震発生～石川県能登に大津波警報、20:30 津波警報

2 日 1:15 津波注意報、10:00 解除

(2)令和6年1月 11 日、激甚災害の指定が閣議決定。

「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が同日公布、施行。

地域を特定しない「激甚災害(本激)」に指定。

2　全漁調連の対応(案)

令和7年度について、石川海区の会費を免除する。

２　支出の部（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

（単位：円）

科目	令和7年度予算額	令和6年度予算額	増減	備考
(1)総務費	**577,000**	**547,000**	**30,000**	
旅費	180,000	150,000	30,000	総会打合せにかかる旅費
消耗品費	80,000	80,000	0	会議用機器等
印刷製本費	150,000	150,000	0	会報誌等印刷費
通信運搬費	120,000	120,000	0	郵便代、運送料、振込手数料等
会議費	0	0	0	
連絡調整費	0	0	0	
人件費	0	0	0	
使用料･賃借料	0	0	0	
負担金	37,000	37,000	0	全国漁場環境保全対策協議会
慶弔費	10,000	10,000	0	全内漁管連総会祝電代
(2)事務局長会議費	**650,000**	**650,000**	**0**	開催地：秋田
旅費	200,000	200,000	0	事務局旅費
会議費	450,000	450,000	0	会場使用料等
(3)ブロック会議費	**3,300,000**	**3,200,000**	**100,000**	開催地：三重、島根、高知、大分
旅費	600,000	500,000	100,000	担当副会長･事務局
会議費	2,700,000	2,700,000	0	担当海区経費　4ブロック×675千円
(4)研修会費	**850,000**	**850,000**	**0**	開催地：鳥取
旅費	400,000	400,000	0	発表者･事務局
研修会費	450,000	450,000	0	会場使用料等
(5)役員会費	**1,980,000**	**1,980,000**	**0**	理事会･正副会長会議･監事会
旅費	1,530,000	1,530,000	0	役員･事務局
会議費	450,000	450,000	0	会場使用料等
(6)総会費	**1,820,000**	**2,020,000**	**△ 200,000**	5月：山口県
旅費	270,000	270,000	0	会長、事務局
消耗品費	500,000	700,000	△ 200,000	受賞者記念品代等
印刷製本費	150,000	150,000	0	議案書印刷費
会議費	900,000	900,000	0	会場使用料等
(7)活動対策費	**750,000**	**750,000**	**0**	要望活動
旅費	700,000	700,000	0	役員･事務局
活動対策費	50,000	50,000	0	要望書印刷費等
(8)予備費	**3,701,255**	**4,979,616**	**△ 1,278,361**	
計	**13,628,255**	**14,976,616**	**△ 1,348,361**	

予備費を除いた支出予算額計	**9,927,000**	**9,997,000**	**△ 70,000**

第　３　号　議　案

協議事項（要望活動）

令和７年度　全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について

Ⅲ　太平洋クロマグロ資源管理について

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について

Ⅵ　外国漁船問題等について

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

令和７年度　全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

令和２年１２月１日、７０年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後４年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産資源の許可、新たなＴＡＣ制度による資源管理や対象魚種拡大の動きなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じている一方、これまでの資源管理の定着により、資源の回復がみられています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したＴＡＣ候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行ＴＡＣ魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やＩＱ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことがこれまで以上に必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に

万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサイル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに、強い憤りを感じています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、プレジャーボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和７年５月１２日の第６１回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和７年５月

全国海区漁業調整委員会連合会
会　長　　中　島　　均

全要望項目

Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について

Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

Ⅲ 太平洋クロマグロ資源管理について

Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ 漁業法改正後の制度運用について

Ⅵ 外国漁船問題等について

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

新規（一部）要望項目

１　事務局職員の資質向上について

（Ⅰ４海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について）

事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。

２　いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

（Ⅲ２定置網等における管理手法の確立及び支援措置）

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。

全要望項目

Ⅰ　海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

１ 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

２ 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

３ 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

４ 海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

また、事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し各事務局に配布すること。　【新規（一部）】

Ⅱ　沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

１ 違法操業の取締強化等

①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。
②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。
③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

２ 「密漁もの」の流通防止

①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。
②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。
③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。
④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。

Ⅲ　太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

これまでの資源管理の取組が定着し資源の回復が見られている中、漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加し、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

１ クロマグロ資源の適正利用

①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

ア　日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（ＷＣＰＦＣ）等国際会議で、引き続き議論をリードし、国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むこと。

イ　資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

ア　沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が

多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ　来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。

また、配分方法について協議するための検討会を設け、協議の場に各都道府県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。

ウ　定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ　枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や都道府県の漁獲枠を裁量で管理できるよう検討すること。また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保からの上乗せ配分については、当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないよう管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア　広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すとともに、資源の回復による漁獲枠の増大に見合った新規承認を実現し、これを維持すること。

イ　大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

２　定置網等における管理手法の確立及び支援措置

①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア　定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

イ　大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

ウ　大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、ＩＱによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

②混獲回避及び適切な数量管理

ア　混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ　いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。　【新規】

ウ　適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

③混獲回避、減収に対する支援制度

ア　クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

イ　混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

ウ　漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

エ　迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

オ　産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

カ　いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。

④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

３ 遊漁者等の操業自粛措置

ア　周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。

イ　採捕報告

　遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

ウ　遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

Ⅳ　沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、令和６年４月、北太平洋漁業委員会（ＮＰＦＣ）で、令和６年の措置として、公海におけるＴＡＣを１５万トンから１３．５万トンに削減する等の措置が合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

１　沿岸漁業と沖合漁業の調整

①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。

②沖合漁業に対する指導調整

沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。

③カツオ、スルメイカにおける漁業調整

カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、ＴＡＣ管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。

④海洋環境の変化への対応
　海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。
　漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。
⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応
　いわゆる「もうかる漁業」や「ＩＱの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。

２　マサバ太平洋系群の適正利用
①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理
　親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。
　我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。
　伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。
②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定
　目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。
③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施
　漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。

３ カツオ資源の適正利用
　近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツ

オ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。
　また、沿岸小型船によるひき縄漁業が安定した操業の確保ができるよう、大臣許可漁業と沿岸ひき縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

４ 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用
　北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマ等公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、ＴＡＣの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。
　公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

５ 沖合漁業の操業秩序の確立
①ＶＭＳ情報の多様な活用
　沿岸資源の適正な利用や資源管理推進のための新たなロードマップ（令和６年３月１５日公表）の取組み、資源評価の向上等のため、ＶＭＳ情報による操業実態の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。
②ＶＭＳを有効に活用した取締強化
　ＶＭＳ情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。
　また、禁止区域での水中集魚灯の使用などＶＭＳだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。
③ＡＩＳの利用普及
　ＡＩＳの利用普及に努めるとともに、ＡＩＳが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はＡＩＳを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

６　海上大規模開発事業の関係者説明
　風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元のみだけでなく漁場利用等で関係する他都道府県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。

Ⅴ　漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、ＴＡＣ魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

１　改正漁業法施行後の事務の円滑化

①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和６年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

２　新たな資源管理措置等

①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、ＴＡＣのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資

源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないなど、ステークホルダー会議で丁寧な説明、議論を尽くし、地域の実情に見合った内容で進めること。

②ＴＡＣ対象魚種追加の慎重な議論

ＴＡＣ対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をＴＡＣ対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、ステップアップ期間中に丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

③漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

④地域産業の成長対策の具体化

漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

⑤正確な漁獲量を把握する仕組み

ＴＡＣ魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

Ⅵ　外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがＴＡＣ魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和４年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和５年６月１５日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となった可能性がありました。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

１　竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意内容が履行されていない現状を踏まえ国が調整すること。

２　漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制

日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。

また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。

②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のＰＩ保険の加入の義務化

日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のＰＩ保険への加入義務化を促すこと。

③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立

韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国のＥＥＺ内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがＴＡＣ魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。

また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。

④中国漁船の日中暫定水域やＥＥＺ内の操業秩序確立とサンゴ網対策

中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船の操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたサンゴ網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯 27 度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤対ロシア漁業の操業機会の確保

現在、北海道では、日ソ地先沖合漁業協定をはじめロシア連邦との４漁業協定に基づく漁業が行われているが、その内の１つである「北方四島周辺水域操業枠組協定」に基づく操業は、令和５年１月以降、ロシアが政府間協議に応じないことにより出漁できない状況が続いている。

対ロシア漁業は、漁業生産はもとより、水産加工などの関連産業の裾野も広く、地域経済に大きく貢献する重要な漁業であることから、今後も協定の下での操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。

⑥ＥＥＺ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止

我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を維持・継続すること。

現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

３ 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

①領海及びＥＥＺ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施

サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることと

し、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮のミサイル発射について、令和５年６月には、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となった可能性がある。

外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に登載されたＶＭＳの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。

４　投棄漁具等による被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。

Ⅶ　海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長 3m 未満、出力 1.5kW 未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

１　遊漁と漁業の調整

①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア　地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

イ　遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

ウ　より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所

等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。
②スピアフィッシングに対する規制強化
　漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成などの指導・普及啓発を強化すること。
③遊漁者の資源利用の実態把握
　国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。
④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備
　漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。
　漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。
　都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

２ プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止
①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化
　プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。
　さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。
②利用者の組織化によるマナーの周知徹底
　法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。
　また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについて

も、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

３　ミニボート等による危険行為の防止

①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（ＳＵＰを含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がＦＲＰ成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

第　４　号　議　案

次期通常総会の開催地について

次期通常総会の開催地について

令和８年度通常総会（第 62 回）を東京都で開催する。

第　５　号　議　案

役員選出について

別紙、第１８期前期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧のとおり

別紙

第 18 期前期全国海区漁業調整委員会連合会役員一覧（案）

※令和７年５月７日現在

会　長	中島　　均	（山口県日本海海区）
副会長（会長職務代理）	勝木　省司	（石川海区）
副会長	松本　光明	（青森県東部海区）
副会長	未決定(5/22)	（京都海区）
副会長	田沼　政男	（兵庫県瀬戸内海海区）
副会長	半田　亮司	（福岡県連合海区）
理　事	未決定(6 月)	（北海道連合海区）
理　事	尾定　　誠	（宮城海区）
理　事	清水　信宏	（茨城海区）
理　事	山下三千男	（愛知海区）
理　事	加藤　　栄	（山形海区）
理　事	土屋　貞男	（新潟県連合海区）
理　事	未決定(5/26)	（琵琶湖海区）
理　事	井本　瀧雄	（岡山海区）
理　事	北尾登史郎	（香川海区）
理　事	木下　　清	（高知海区）
理　事	橋本　　孝	（熊本県連合海区）
理　事	阿部　貴史	（大分海区）
監　事	未決定(6 月)	（北海道連合海区）
監　事	櫻本　和美	（神奈川海区）
監　事	未決定(7 月)	（鹿児島県連合海区）

令和７年度連合会会長表彰

・被表彰者名簿

海区漁業調整委員会委員表彰（9名）

事務局職員ほう賞（1名）

令和７年度連合会会長表彰　被表彰者名簿

１　海区漁業調整委員会委員表彰（一般表彰）一覧

No.	区分	都道府県	海　　区	氏　　名	ふりがな
1	一般表彰	北海道	留　萌	山田　　徹	やまだ　とおる
2	一般表彰	青森県	青森県東部	中居　　裕	なかい　ゆたか
3	一般表彰	秋田県	秋　田	船木　　律	ふなき　おさむ
4	一般表彰	島根県	島　根	渡邉　恭郎	わたなべ　やすお
5	一般表彰	山口県	山口県日本海	若林　敏江	わかばやし　としえ
6	一般表彰	山口県	山口県瀬戸内海	竹本　信正	たけもと　のぶまさ
7	一般表彰	熊本県	熊本県有明	橋本　　孝	はしもと　たかし
8	一般表彰	熊本県	熊本県有明	吉本　勢治	よしもと　せいじ
9	一般表彰	熊本県	天草不知火	桑原　千知	くわはら　ちとし

２　事務局職員ほう賞一覧

No.	区分	都道府県	海　　区	氏　　名	ふりがな
1	職員ほう賞	長崎県	対馬	太田　　聡	おおた　さとし

講　　演

テーマ　「これからの海区漁業調整委員会について」

講　師　　長谷　成人　氏

（元水産庁長官、現東京水産振興会理事）